

第11回 信託終了後の受益者代理人の設定の可否判断と代替案について

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、日々全国の専門家（約2,000名）の会員から様々なご質問を頂戴します。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は、「受益者代理人の設定の可否判断と代替案について」を取り上げます。

Q1

お客様の信託契約に関連し、地元の金融機関で信託口座を開設しようと申請したところ、「受益者代理人を設定せよ」という要請を受けました。

受益者代理人は受益者のすべての権限を代理するという役割であると理解しています。

現状委託者（兼当初受益者）はお元気で、信託契約を締結したとしても代理人を設置する必要はありません。

もちろん、将来、委託者の意思判断能力が減退した際のことを想定して、受益者代理人を準備しておくことはやぶさかではないのですが、契約当初から受益者代理人は設置しなければならないものなのでしょうか？

限行使ができなくなり、すべての権限行使・要求は受益者代理人が行うこととなります。ということは、受益者代理人が即時効力を生じる信託契約を締結した場合、信託の開始時点から、まだまだ受益者は元気であっても、受益者としての権限行使は、受益者代理人を介して行うこととなりますし、法的には受益者の希望に沿わない権限行使を受益者代理人が行ってしまったとしても、それは有効であるといえます。

一部の金融機関では、特に抵当権付不動産を信託財産とする際に「受益者代理人を設置せよ」と要求してくるケースがあるようです。しかし、受益者代理人は一旦設置してしまうと上記のような状態を招くこととなりますので、その設置の可否については慎重に検討することと合わせ、お客様家族にもそのリスクをしっかりと説明する必要があります。

家族信託において、「受益者代理人」を効果的に活用する一つの方策は、将来信託財産に係り非常事態が発生した際に、その時点で受益者が判断能力を失っ

A1 おっしゃるとおり、受益者代理人を設置した場合、特段の制約を設けていなければ、原則として受益者は直接権

ていた場合に、受益者に代わり受益者代理人が同意や協議ができるように備えておくことが考えられます。

そうした意味からは、将来の備えとして受益者代理人を設置すること自体は否定されるものではなく、「慎重に検討した」うえであればむしろ設置したほうが安心である場合も多々あるでしょう。

しかし、場合によっては「信託契約を締結するとすぐに受益者代理人の権限が発動する」ことに躊躇される方もいると思います。

今回のように、委託者兼当初受益者がまだまだ元気で、すぐには受益者代理人の権限を発動させる必要はないという場合には、

- ・あらかじめ受益者代理人の候補者を信託契約書中に指定しておく
- ・被指定者が就任を承諾した時から発動する

といった設計を検討されてはいかがでしょうか。

信託内容を変更する必要が出てきた際や、当初想定していなかった利益相反取引を実行したい際など、どうしても受益者としての署名押印等が必要になった際に、あらかじめ定められた受益者代理人が受託者の要請に従ってその就任を承諾した時から権限を持つという定めです。

こうした「停止条件付き契約」を検討する際には、その発動のタイミングは客観的に認められるものでなくてはなりません。「受益者の意思判断能力が失われたとき」とか「認知症と判断されたとき」という定めはトラブルの元になりかねませんので注意が必要です。

本来、最も信頼する家族の一人を受託

者とし様々な事態を想定して財産管理・処分の権限を託すものであり、受託者以外の家族も交えて定期的に話し合いながら老親を支えるのが家族信託の理想的な運用ですので、受益者代理人が登場しなければならない事態は、実務上そうそうないものと考えます。そういう意味では、「就任承諾の留保付指定」は“非常用ボタン”として置いておくというイメージでよろしいかもしれません。

Q2

書籍にある信託契約書の多くには、受益者代理人が設置される文例が紹介されています。

しかし、受益者代理人を文例通りに設定するには抵抗があるという場合、他にどのような対策の選択肢があるのでしょうか？

A 2 一般論として、受益者代理人以外の方策についてご紹介します。

(1) 信託の変更に関し、受益者の同意を得ずとも変更できるようにしておく方策

信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときは、「受託者」が単独で契約内容を変更することが可能ですので（信託法149条2項2号）、あえて契約内容の変更条項を設けないことで第149条を適用させる方策が考えられます。

(2) 受託者の単独の判断では問題があると考えられる場合は、受益者代理人ではなく、「信託監督人」を置き、

信託監督人との協議で変更できるようにする方策

こうした対策で想定される課題に対処できるのであれば、あえて受益者代理人を設置しないという選択肢もあります。

- (3) 利益相反行為が想定される場合は、あらかじめ利益相反（自己取引）容認条項を信託契約書に盛り込んでおく方策

利益相反行為（自己取引）は、原則としてその行為の都度受益者の承諾を得なければならず、受益者の同意がない限り無効となってしまいます（信託法31条）。これを防ぐ手立てとして、事前に信託契約書の中で、これらの取引を容認する条項を設けておくことが考えられます。

余談ですが、世に出回っている信託契約書の書式例がそうになっているからでしょうか、信託法149条に柔軟に変更できる条項があるにもかかわらず、「受益者と受託者の同意で変更できる」という別段の定めを設けることにより、かえって契約内容が変更しにくくなっているケースが散見されます（それを意図的に定めているのであればよいのですが、何の検討もなく書式例をそのまま流用することは大変危険です）。

また、事案によっては、信託財産に係る債務に関連し、現債務者（受益者）の署名押印が必要となることが想定される場合、金融機関から受益者代理人の設置を求められる可能性があります。

その場合は

- (1) 債務者を免責的な債務引受により受託者に変更する
- (2) 受益者代理人の発動に何らかの停止条件を付したり、受益者代理人の権限を特定の行為に制限したりする

という方法で対処することも可能でしょう。

以上のとおり、事案の内容次第ではありますが、

- ・受益者代理人を設置せずに、想定される課題に対処する方法
- ・受益者代理人は設置するも、その発動や権限に制限を設ける方法

といった選択肢があることをお伝えいたします。

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、

- 協会正会員の方
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。
- 協会会員でない方
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましても、個別具体的なお相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。（コーディネーター、専門士サポートサービスは除く）